

建築物の脱炭素化に向けた助言等業務に係る質問及び回答

番号	質 問	回 答
1	仕様書等にある「中小企業」の条件はどういう条件か。また今回は中小企業にあたらぬ大企業は対象外か。	「建築物の脱炭素化に向けた助言等業務委託仕様書（以下、「仕様書」）」中の「1 業務概要（1）趣旨」等における「中小企業」については、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者となります。本事業では、大企業は対象外となります。
2	仕様書の「3 業務の実施方法」の(2)の②の・・・アドバイザー派遣の希望があった市町村及び府内中小事業者等(6件以上)とあるが、6件に満たぬ場合(例えば2～3件程度)があっても良いか。	仕様書「3 業務の実施方法(2) 市町村および府内中小事業者等への支援業務について② アドバイザー派遣による新築 ZEB 化・改修 ZEB 化の検討支援」で記載のとおり、アドバイザー派遣の希望者を募集の上、市町村及び府内中小事業者等の施設6件以上に対し、ZEB 化に向けた必要な助言を実施することとなります。
3	入札説明書にある「予定価格」は公表されているか。	「予定価格」は非公開です。
4	入札説明書にある「予定価格の制限の範囲内」は公表されているか。	「予定価格の制限の範囲」は非公開です。
5	入札説明書 14の(2)のウ「令和5年度京都府特定事業者指導・助言等業務入札書在中」の「令和5年度」は「令和6年度」の誤りか。	入札説明書「14 入札手続等(2) 入札方法ウ」の記載に誤りがありましたので、令和6年8月9日に訂正の上、入札説明書を差し替えました。
6	仕様書 P. 13(1) 府有施設に対する ZEB 化検討支援業務について、「※1 助言内容は下記のうち必要な事項」に「・ ZEB 化費用や ZEB 化による省エネ量、CO2 削減量、経済的メリット」と記載があるが、これは当該建築物についてではなく、ZEB 化における一般的な傾向を示すという解釈でよいか。	基本設計に向けた当該建築物の ZEB 化検討を支援するため、適宜当該施設概要や事業概要等も考慮しつつ、「ZEB 化費用や ZEB 化による省エネ量、CO ₂ 削減量、経済的メリット」に関する一般的かつ具体的な助言の実施を想定しております。

7	入札公告 P. 3 5. エ添付資料(イ)について、「府税納税証明書（第2号様式）」は、京都府内に本店・支店等がない場合でも必ず提出する資料か。「京都府内に支店等がないことの申出書（任意様式）」等に代えることは可能か。	例外なく「(イ) 府税納税証明書（第2号様式）（写しでも可、3ヶ月以内に発行されたもの）」を提出してください。
---	---	---